

特定健康診査等実施計画を策定しました

4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国民健康保険に加入している40～74歳(4月1日現在で加入している方)の加入者を対象として、糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施します。

町では効率的かつ効果的に実施するため、実施方法や目標値などを示した「特定健康診査等実施計画」を策定しました。(町ホームページにて公表しています。)

国民健康保険では、4月中旬から対象者に受診案内等を送付しますので、実施日、受診場所及び自己負担額等を確認して、保健センターへ特定健診の電話予約をお願いします。

● 特定健康診査とは？

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診で、以下の項目を1年に1回実施します。

基本的な項目	①質問票(服薬歴、喫煙歴等) ②理学的検査(身体診察) ③身体計測(身長、体重、腹囲、BMI) ④血圧測定 ⑤尿検査(尿糖、尿蛋白) ⑥血液検査(肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)、脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)、血糖検査(空腹時血糖またはHbA1c))
詳細な健診の項目	①心電図 ②眼底検査 ③貧血検査(赤血球、血色素量、ヘマトクリット値) ※一定基準の下、医師が必要と認めた場合に実施

● 特定保健指導とは？

特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高い方に、専門家による生活習慣改善のためのサポートをします。

● これまでの健診とどう変わるの？

町が住民を対象に実施していた基本健康診査は、4月から医療保険者(組合健保、政府管掌健康保険、船員保険、共済組合、国保)による特定健康診査になります。医療保険者から、対象者に受診券や受診案内(郵送や手渡し等)が送付されますので、医療保険者が案内する実施場所で受診してください。

松伏町国民健康保険加入者の特定健康診査

集団又は個別のどちらかを選んで受診ください。

■**対象**／40歳(平成21年3月31日現在年齢)以上の、松伏町国民健康保険加入者。

※65歳以上の対象者には、介護予防事業の「生活機能評価」を同時に実施します。

『**集団健診**』 40歳以上の松伏町国民健康保険加入者及び75歳以上の後期高齢者

自己負担金	場所及び日時
40～74歳・・・1,000円 75歳以上・・・600円程度	保健センター : 5月19日(月)・20日(火)・25日(日)・26日(月)・ 27日(火)・29日(木)・30日(金) 松伏町役場 : 5月31日(土)・6月1日(日) 老人福祉センター : 5月24日(土) ○予約時間／午前8時・9時・10時・11時(定員になり次第締切り)

■**申込み**／4月21日(月)～5月14日(水)午前8時30分～午後5時までに、希望日時を**保健センター**へ。(☎992-3170・992-3100)初日は大変混み合い電話がつながりにくくなりますが、窓口でも受付いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

『**個別健診**』 40～74歳の松伏町国民健康保険加入者

自己負担金	期 間	指定医療機関および受診方法
2,000円	6月～8月	埼玉筑波病院・埼玉野村病院・安藤医院・岡村医院・宮里医院・ 宮里こどもクリニック・ねもとレディースクリニック・津田医院 (40～64歳の方は受診券を持って直接医療機関へ。65～74歳の方は「生活機能評価基本チェックリスト(質問票)」を送付しますので事前に保健センターへお申込みください。)

※生活保護受給者の方は、無料で受診できますので、事前に保健センターへお申込みください。